

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成19年1月18日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条指導部の款学校指導課の項第16号中「、スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室」を削り、同号を第17号とし、第15号中「スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室及び」を削り、同号を第16号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 京都こどもモノづくり塾（仮称）の企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。

第2条指導部の款スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室の項を削り、同款的次に次の1款を加える。

京都まなびの街 生き方探究館

企画推進室

- (1) 京都まなびの街 生き方探究館に関すること。
- (2) スチューデントシティ及びファイナンスパークの企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) スチューデントシティ及びファイナンスパークの整備に関すること。
- (4) 室内の庶務に関すること。

附 則

この訓令は、平成19年1月19日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)